監查報告書

令和5年5月29日

学校法人 東邦学園 理事会・評議員会 御中

学校法人 東邦学園

EB 周田健 BB 相野研三

私たちは、学校法人 東邦学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄付 行為第16条に基づいて同学園の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月3 1日まで)における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席する ほか、理事長から学校運営の方向を聴取し、重要書類を閲覧し、会計監査人から報告 説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令 若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人 東邦 学園の令和5年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経 営状況を適正に表示しているものと認めます。

(注) 監事 岡田健及び監事 柏野研三とも私立学校法第38条第5項に定める外部 監事であります。